

公 告

広陵町公共施設再配置（再編）計画策定支援業務について、公募型プロポーザル方式による受注業者選定を実施しますので、次のとおり公告します。

令和8年6月8日

広陵町長 吉 村 裕 之



1 業務の名称

広陵町公共施設再配置（再編）計画策定支援業務

2 調達の方法

公募型プロポーザル方式

3 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務内容 | 別紙「広陵町公共施設再配置（再編）計画策定支援業務委託 仕様書」のとおり |
| (2) 履行期間 | 委託契約締結の日の翌日から令和10年3月31日まで |
| (3) 提案上限額 | 令和8年度業務 15,000,000円（消費税額を含む。）
令和9年度業務 10,000,000円（消費税額を含む。）
合計提案上限額 25,000,000円（消費税額を含む。） |
| (4) 発注者 | 広陵町長 吉 村 裕 之 |

4 参加募集等

- (1) 広陵町ホームページにおいて公表する。
- (2) プロポーザルの手続等の詳細については、「広陵町公共施設再配置（再編）計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」による。
- (3) 委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適したものを選定するために公募型プロポーザル方式によって行う。受注を希望する業者は、「公募型プロポーザル参加表明書」等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。提案内容等について審査のうえ、最も優れていると認められた者を委託予定者とする。
なお、応募事業者が1者であっても、合格基準点を満たしていれば委託予定者とする

5 参加資格等

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日現在において次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 令和8年6月23日時点において、広陵町建設工事及び測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格若しくは物品購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格のいずれか若しくは両方に登録があること。
- (5) 参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 過去5年間に、本業務と同種又は類似業務について、地方公共団体等と契約実績があること。

6 その他

選定詳細については「広陵町公共施設再配置（再編）計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。